

○香川県都市公園条例

昭和39年 3 月31日 条例第20号

改正

昭和40年 3 月29日 条例第 7 号

昭和40年12月24日 条例第33号

昭和47年 3 月31日 条例第 8 号

昭和49年12月25日 条例第52号

昭和50年 3 月25日 条例第 9 号

昭和51年 3 月31日 条例第15号

昭和51年12月27日 条例第32号

昭和52年 3 月29日 条例第 3 号

昭和53年 3 月25日 条例第 3 号

昭和55年 3 月31日 条例第13号

昭和56年 3 月31日 条例第 9 号

昭和57年 3 月31日 条例第 5 号

昭和59年 3 月30日 条例第 3 号

昭和60年 3 月30日 条例第 3 号

昭和62年 3 月20日 条例第 6 号

昭和63年 3 月24日 条例第10号

昭和63年 7 月25日 条例第25号

平成元年 3 月29日 条例第 8 号

平成元年12月20日 条例第25号

平成 3 年 3 月22日 条例第 9 号

平成 5 年 3 月25日 条例第12号

平成 6 年 3 月29日 条例第 5 号

平成 8 年 3 月26日 条例第10号

平成 9 年 3 月27日 条例第 8 号

平成10年 3 月27日 条例第11号

平成11年 3 月19日 条例第13号

平成11年10月15日条例第37号
平成11年12月22日条例第50号
平成12年 3 月27日条例第62号
平成13年 7 月17日条例第37号
平成13年10月23日条例第44号
平成13年12月21日条例第48号
平成14年 3 月27日条例第17号
平成15年10月17日条例第50号
平成16年 3 月26日条例第19号
平成16年 3 月26日条例第28号
平成17年 3 月29日条例第24号
平成17年 7 月15日条例第46号
平成17年12月20日条例第62号
平成18年 7 月14日条例第55号
平成19年 3 月20日条例第29号
平成19年 3 月20日条例第37号
平成19年 7 月13日条例第56号
平成19年10月 9 日条例第64号
平成20年 7 月22日条例第37号
平成21年 7 月14日条例第42号
平成23年 7 月12日条例第28号
平成24年 3 月23日条例第10号
平成24年12月21日条例第69号
平成26年 3 月25日条例第 8 号
平成26年10月21日条例第46号
平成28年 3 月25日条例第23号
平成29年10月20日条例第35号
平成30年 3 月23日条例第13号
平成31年 3 月19日条例第 2 号
令和 3 年 3 月24日条例第 5 号

令和7年3月25日条例第2号

令和7年3月25日条例第4号

令和8年3月19日条例第2号

香川県都市公園条例をここに公布する。

香川県都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、4平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 主として一の市町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号

に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第1条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(名称及び位置)

第2条 都市公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栗林公園	高松市
琴弾公園	観音寺市
琴林公園	さぬき市
琴平公園	仲多度郡琴平町
桃陵公園	仲多度郡多度津町
亀鶴公園	さぬき市
香東川公園	高松市
土器川公園	丸亀市
坂出緩衝緑地	坂出市

香川県総合運動公園	高松市
香川県立丸亀競技場	丸亀市
瀬戸大橋記念公園	坂出市
さぬき空港公園	高松市及び綾歌郡綾川町

(行為の制限)

第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 業として物を販売し、写真を撮影し、その他営業行為をすること。
- (2) 募金をすること。
- (3) 映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (4) 有料公園施設（県が設け、又は管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）で規則で定めるものにおいて広告を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のために必要な範囲内で条件を附することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。

(3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること（第3条第1項第4号に掲げる行為を除く。）。

(4) 前3号に規定するもののほか、公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。

(8) 指定された場所以外の場所で野営をすること。

(9) 指定された場所以外の場所でたき火又は炊さんをする事。

2 都市公園においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しく迷惑をかける行為若しくは危害を及ぼすおそれのある行為又はその管理上著しく支障となる行為をしてはならない。

(利用の禁止又は制限)

第6条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園及び有料公園施設)

第7条 有料公園（有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。）及び有料公園施設は、別表第1のとおりとする。

(有料公園施設の利用の許可)

第7条の2 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 工事实施の方法

カ 工事の着手及び完了の時期

キ 都市公園の復旧方法

ク その他知事の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他知事の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件又は施設の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他知事の指示する事項

(占用の許可を受けた事項の軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(監督処分)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第3条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例（第7条の2の規定を除く。）又は当該条例に基づく処分に違反した者

(2) 第3条第1項又は第3項の許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により第3条第1項又は第3項の許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示)

第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示するとともに、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号に規定する期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

(工作物等の価額の評価の方法等)

第9条の3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

2 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより、競争入札に付して行うものとする。ただし、規則で定める場合にあっては、随意契約により行うことができる。

(届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めたときは、減免することができる。

(使用料の前納)

第12条 前条の使用料は、すべて前納とする。ただし、知事において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(区域の変更)

第13条の2 都市公園の区域は、知事が、当該都市公園の名称、位置、変更に係る区域その他必要と認める事項を告示することにより、変更されるものとする。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第3条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第14条の2 都市公園（香東川公園、土器川公園、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園に限るものとし、これらの都市公園において法第5条第1項の許可を受けて公園管理者以外の者が設け、又は管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定

する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

（１） 都市公園の平等な利用が確保されること。

（２） 都市公園の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、都市公園の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（３） 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

（４） その他都市公園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、都市公園の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。

4 第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、都市公園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る第7条の2の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金の収受）

第14条の3 知事は、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

（利用料金の承認）

第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第14条の5 指定管理者は、特別の事由があると認めたときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第14条の6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(適用除外)

第14条の7 第14条の3の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する都市公園の有料公園施設の利用については、第11条の規定は、適用しない。

(委任)

第14条の8 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条第1項（第14条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第9条第1項又は第2項（第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第18条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、同条の規定により知事に代わって行う権限の範囲内において、前3条の規定の適用については、知事とみなす。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 香川県公園条例（昭和24年香川県条例第10号）及び栗林公園入園条例（昭和31年香川県条例第

24号) は、廃止する。

- 3 この条例施行の際香川県公園条例に基づいて都市公園において第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、それに基づいてなお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて第3条第1項の許可を受けた者とみなす。

附 則 (昭和40年3月29日条例第7号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号及び別表第2第5号の改正規定中民芸館に係る部分については、昭和40年10月1日から施行する。

附 則 (昭和40年12月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第2条、附則第4項及び附則第5項の規定は、昭和47年7月1日から施行する。

(第1条の規定による改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の香川県都市公園条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定により、昭和47年3月31日までに徴収すべき使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定の施行の日から昭和48年3月31日までの間における使用料の額は、第1条の規定による改正後の香川県都市公園条例（以下「新条例」という。）第11条に規定する使用料の額が旧条例第11条に規定する使用料の額に2を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合には、新条例第11条の規定にかかわらず、調整使用料額とする。

(第2条の規定による改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正前の香川県都市公園条例第11条の規定により、昭和47年6月31日までに徴収すべき使用料の額については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定の施行の日から昭和49年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の香川県都市公園条例別表第2第5号ア中

「	50円
	25円
」	40円
	20円

とあるのは、

「40円
20円
30円
15円

とする。

附 則（昭和49年12月25日条例第52号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第9号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日条例第3号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表第2第5号アの改正規定及び同号イの改正規定（栗林公園に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定（「坂出緩衝緑地」の下に「、土器川公園及び香川県総合運動公園」を加える部分中「土器川公園」に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月30日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 5 号アの改正規定、同号イ栗林公園の項の改正規定及び附則第 3 項の規定は同年 7 月 1 日から、別表第 1 第 2 号の改正規定及び別表第 2 第 5 号イ香川県総合運動公園の項の改正規定は同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和59年 3 月31日までの都市公園の占用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 別表第 2 第 5 号アの改正規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 3 月30日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号の改正規定及び別表第 2 第 5 号イ香川県総合運動公園の項の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和60年 3 月31日までの公園施設の設置、公園施設の管理又は都市公園における行為に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年 3 月20日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号の改正規定（「陳列館讃岐民芸館」を削る部分に限る。）、別表第 2 第 5 号アの改正規定及び同号イ栗林公園の項の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第 2 第 5 号アの改正規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年 3 月24日条例第10号）

この条例は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 7 月25日条例第25号）

この条例は、昭和63年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月29日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年12月20日条例第25号）

この条例は、平成 2 年 1 月 26 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 22 日条例第 9 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 25 日条例第 12 号）

この条例は、平成 5 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 5 号アの表の改正規定は同年 7 月 1 日から、別表第 1 第 2 号の表及び別表第 2 第 5 号イの表の改正規定中さぬき空港公園に関する部分は同月 21 日から施行する。
- 2 別表第 2 第 5 号アの表の改正規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日条例第 8 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 19 条の改正規定並びに別表第 1 第 2 号の表及び別表第 2 第 5 号イの表の改正規定中香川県立丸亀競技場に関する部分は、規則で定める日から施行する。

(平成 10 年 3 月規則第 23 号で、同 10 年 4 月 1 日から施行)

附 則（平成 10 年 3 月 27 日条例第 11 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日条例第 13 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 15 日条例第 37 号）

この条例は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第50号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日条例第62号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2第5号アの表の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 別表第2第5号アの表の改正規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月17日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年8月21日規則第63号で、同13年8月25日から施行）

附 則（平成13年10月23日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表及び別表第2第5号イの表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成13年10月規則第74号で、同13年11月1日から施行、ただし、別表第2第5号イの表の改正規定（駐車場を回数券により利用する場合の使用料に係る部分に限る。）の施行期日は、平成14年1月1日とする。）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 知事は、この条例の施行の日以後新たに有料公園を定期利用する者との権衡上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者に対し必要な措置を講ずることができる。

附 則（平成13年12月21日条例第48号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第10条、第11条、第14条、第16条、第18条、第20条及び第21条の規定 平成14年4月1日
- （2）前号に掲げる規定以外の規定 平成15年4月1日

附 則（平成14年3月27日条例第17号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月17日条例第50号）

この条例中第1条の規定は平成15年11月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第19号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第28号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月15日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の左欄に掲げる規定による改正前の同表の中欄に掲げる規定は、それぞれ同表の左欄に掲げる規定による改正後の同表の右欄に掲げる規定による指定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

編注 関係分のみ登載

第1条	香川県都市公園条例第19条	香川県都市公園条例第14条の2第2項
-----	---------------	--------------------

附 則（平成17年12月20日条例第62号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第7条の規定 公布の日

（2）〔略〕

（3）（前略）第8条（中略）の規定 平成18年1月10日

（4）〔略〕

（5）前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月21日

附 則（平成18年7月14日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第5号イの表の改正規定（「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める部分を除く。）は平成18年8月1日から、別表第

1 第2号の表の改正規定及び別表第2第5号イの表の改正規定（「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める部分に限る。）は同年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第29号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第37号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月13日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月9日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第37号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年7月14日条例第42号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成21年9月規則第60号で、同21年10月1日から施行）

附 則（平成23年7月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の表及び別表第2の5（2）の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成24年5月規則第40号で、同24年7月5日から施行）

附 則（平成24年12月21日条例第69号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第8号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月21日条例第46号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成27年3月規則第19号で、同27年8月1日から施行）

附 則（平成28年 3 月25日条例第23号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日条例第 2 号）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に香川県立農業大学校技術研修科の就農準備研修又は就農実践研修の受講をしている者の当該受講に係る受講料の額及び有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月24日条例第 5 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和 3 年 8 月規則第91号で、同 3 年10月 1 日から施行）

附 則（令和 7 年 3 月25日条例第 2 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 7 年 3 月25日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中香川県使用料、手数料条例別表第 1 第 1 表 使用料の部 2 公の施設の使用料(32)の項（観覧料に係る部分に限る。）及び(35)の項の改正規定並びに第 2 条の規定（別表第 2 の 5（2）の表の商工奨励館に係る部分を除く。）並びに附則第 3 項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の香川県使用料、手数料条例 別表第 1 第 1 表 使用料の部 2 公の施設の使用料(8)の項、(16)の項、(17)の項（会議室使用料に係る部分に限る。）及び(32)の項（観覧料に係る部分を除く。）並びに第 2 条の規定による改正後の香川県都市公園条例別表第 2 の 5（2）の表（商工奨励館に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用の申請又は申込みに係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請又は申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月19日条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1 有料公園

栗林公園

2 有料公園施設

都市公園	有料公園施設の種別及び名称	
栗林公園	集会所	商工奨励館
	駐車場	栗林公園北門前駐車場
		栗林公園東門駐車場
	遊戯施設	舟遊場
坂出緩衝緑地	運動施設	番の州球場
香川県総合運動公園	運動施設	香川県営野球場
		香川県営第2野球場
		香川県営テニス場
		香川県営サッカー・ラグビー場
		香川県営第2サッカー・ラグビー場
		香川県営相撲場
香川県立丸亀競技場	運動施設	競技場
		補助競技場
瀬戸大橋記念公園	野外劇場	マリンドーム
	運動施設	球技場
		ターゲット・バードゴルフ場
さぬき空港公園	運動施設	グラススキー場
	遊戯施設	そりゲレンデ

別表第 2（第11条関係）

1 公園施設を設ける場合

種別	単位	金額
公園土地	1 年 1 平方メートル	1,500円以内
	1 月 1 平方メートル	250円以内
	1 日 1 平方メートル	25円以内

2 公園施設を管理する場合

種別	単位	金額
公園土地	1 年 1 平方メートル	1,500円以内
	1 月 1 平方メートル	250円以内
建物	延面積 1 年 1 平方メートル	3,610円以内
	延面積 1 月 1 平方メートル	600円以内

3 都市公園を占用する場合

都市公園	占用物件	単位	金額
栗林公園	法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げるもの		
	電柱	1 年 1 本	1,000円
	電線（有線放送の用に供するものに限る。）	1 年 1 メートル	10円
	変圧塔その他これに類するもの	1 年 1 平方メートル	1,400円
	法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げるもの		
	外径が 1 メートル以上のもの	1 年 1 メートル	950円
	外径が 0.4 メートル以上のもの	1 年 1 メートル	480円
	1 メートル未満のもの		

	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	1 年	1 メートル	190円
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の	1 年	1 メートル	95円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の	1 年	1 メートル	72円
	外径が0.1メートル未満 のもの	1 年	1 メートル	48円
	公衆電話所	1 年	1 個	1,400円
	法第7条第1項第5号に 掲げるもの	1 月	1 平方メートル	440円
	法第7条第1項第6号に 掲げるもの	1 日	1 平方メートル	44円
	令第12条第2項第7号又 は第8号に掲げるもの	1 月	1 平方メートル	440円
その他の都市 公園	法第7条第1項第1号に 掲げるもの			
	電柱	1 年	1 本	770円
	電線（有線放送の用に供 するものに限る。）	1 年	1 メートル	7 円
	変圧塔その他これに類 するもの	1 年	1 平方メートル	1,100円
	法第7条第1項第2号に 掲げるもの			
	外径が1メートル以上 のもの	1 年	1 メートル	710円
	外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの	1 年	1 メートル	360円

外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	1 年	1 メートル	140円
外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の	1 年	1 メートル	71円
外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の	1 年	1 メートル	53円
外径が0.1メートル未満 のもの	1 年	1 メートル	36円
公衆電話所	1 年	1 個	1,100円
法第7条第1項第5号に 掲げるもの	1 月	1 平方メートル	110円
法第7条第1項第6号に 掲げるもの	1 日	1 平方メートル	11円
令第12条第2項第7号又 は第8号に掲げるもの	1 月	1 平方メートル	110円

注 1 占用する面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占用する面積若しくは占用物件の長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

2 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

3 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、この表並びに1及び2により計算して得られた額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

都市公園	行為	単位	金額
栗林公園	業として行う物品販売	1 日	270円
	業として行う写真撮影	1 月 1 台	4,500円
		1 日 1 台	430円
	その他の営業行為	1 日	270円
	募金	1 日	270円
	第3条第1項第3号に掲げる行為	1 日 1 平方メートル	54円
その他の都市公園	業として行う物品販売	1 日	180円
	業として行う写真撮影	1 月 1 台	2,750円
		1 日 1 台	270円
	その他の営業行為	1 日	180円
	募金	1 日	180円
	第3条第1項第3号に掲げる行為	1 日 1 平方メートル	25円
	第3条第1項第4号に掲げる行為		
	催しに際し一時的に表示する場合以外の場合	1 年 表示面積 1 平方メートル	44,000円を超えない範囲で規則で定める額
	催しに際し一時的に表示する場合		
	大型映像装置を使用する場合以外の場合	1 日 表示面積 1 平方メートル	1,770円
	大型映像装置を使用する場合		
	画面の全部使用の場合		
	アマチュアスポ	1 分	6,050円

	ーツの場合 アマチュアスポ ーツ以外の場合 画面の一部使用の 場合	1 分		18,150円
	アマチュアスポ ーツの場合 アマチュアスポ ーツ以外の場合	1 分	表示面積 1 平方メ ートル	60円
		1 分	表示面積 1 平方メ ートル	180円

注 1 行為に係る使用面積若しくは表示面積が 1 平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算するものとする。

2 使用料の額が年額で定められている場合の行為の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合

(1) 有料公園を利用する場合

利用区分	単位		金額
個人利用	一般	1 人 1 回	500円
	中学校生徒、児童及びこれらに準ずる者	1 人 1 回	170円
団体利用（20人以上）	一般	1 人 1 回	400円
	中学校生徒、児童及びこれらに準ずる者	1 人 1 回	140円
定期利用	1 人用	1 年間	3,180円
	3 人用	1 年間	6,380円
回数券による利用	別に規則で定める額		
附属器具の使用料は、別に規則で定める。			

(2) 有料公園施設を利用する場合

都市公	有料公園施設の種類及び名	単位	金額
-----	--------------	----	----

園	称			
栗林公園	集会所 商工奨励館	本館階上 専用使用の場合	午前（午前 8 時30 分から午後 0 時 30分までをいう。 以下この項にお いて同じ。）	7,720円
			午後（午後 1 時か ら午後 5 時まで をいう。以下同 じ。）	7,720円
			1 日（午前 8 時30 分から午後 5 時 までをいう。以下 この項において 同じ。）	15,440円
		北館 専用使用の場合	午前	16,970円
			午後	16,970円
			1 日	33,940円
		和室	午前	1,560円
			午後	1,560円
			1 日	3,120円
		北控室	午前	870円
			午後	870円
			1 日	1,740円
		南控室	午前	720円
			午後	720円
			1 日	1,440円

	駐車場	栗林公園北門 前駐車場		1 台 25分	100円を超えない 範囲で規則で定 める額
		栗林公園東門 駐車場	大型自動車及び中型 自動車	1 台 30分	510円を超えない 範囲で規則で定 める額
			普通自動車	1 台 25分	100円を超えない 範囲で規則で定 める額
	遊戯施設	舟遊場	遊覧船		
			専用使用の場合	1 時間	10,200円
			専用使用でない場 合		
			一般	1 人 1 回	850円
坂出緩 衝緑地	運動施設	番の州球場	中学校生徒、児童 及びこれらに準 ずる者	1 人 1 回	420円
			商工奨励館に係る午前 8 時30分から午後 5 時までの間 において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び 午前 8 時30分前又は午後 5 時後の時間において使用する 場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器 具の使用料並びに冷暖房使用料並びに駐車場を回数券に より利用する場合の使用料は、別に規則で定める。		
	運動施設	番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）使用料		
			アマチュアスポーツ の場合 生徒及び児童	1 日（午前 9 時から午後 5 時まで	3,850円

			をいう。以下同じ。)	
		一般	1 時間	620円
			1 日	9,790円
			1 時間	1,610円
		アマチュアスポーツ 以外のスポーツの場 合		
			1 日	32,510円
			1 時間	5,390円
		その他の場合		
		生徒及び児童	1 日	8,470円
			1 時間	1,390円
		一般	1 日	33,880円
			1 時間	5,630円
		附属施設使用料		
		夜間照明施設		
		アマチュアスポー ツの場合		
		3 分の 1 点灯	1 時間	4,070円
		3 分の 2 点灯	1 時間	8,150円
		全点灯	1 時間	12,230円
		アマチュアスポー ツ以外の場合	1 時間	55,700円
香川県 総合運 動公園	運動施設	香川県営野球 場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、 選手控室、更衣室及びグラウンドキーパ ーブース）使用料	
		アマチュアスポーツ の場合		

	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	午前（午前9時から正午までをいう。以下この項において同じ。）	3,410円
		午後	4,550円
		1日	6,850円
	一般	午前	8,560円
		午後	11,410円
		1日	17,130円
	入場料を徴収する場合		
	生徒及び児童	1日	入場料の最高額の100倍に相当する額
	一般	1日	入場料の最高額の150倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収しない場合	午前	17,130円
		午後	22,840円
		1日	34,280円
	入場料を徴収する場合	1日	入場料の最高額の300倍に相当する額
附属施設使用料			

本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	午前	2,820円
	午後	3,770円
	1 日	5,660円
記録放送室及び放送機器	午前	1,440円
	午後	1,920円
	1 日	2,890円
スコアボード	午前	3,030円
	午後	4,040円
	1 日	6,080円
会議室	午前	1,440円
	午後	1,920円
	1 日	2,890円
シャワー室 温水使用	午前	2,100円
	午後	2,790円
	1 日	4,200円
温水使用以外	午前	1,440円
	午後	1,920円
	1 日	2,890円
夜間照明施設		
アマチュアスポーツの場合		
4 分の 1 点灯	1 時間	10,370円
2 分の 1 点灯	1 時間	19,450円
全点灯	1 時間	37,670円
アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間	171,510円

香川県営第2
野球場

基本施設（グラウンド及びダッグアウト）使用料

アマチュアスポーツ
の場合

生徒及び児童

午前

2,710円

午後

3,640円

1日

5,460円

一般

午前

6,830円

午後

9,110円

1日

13,670円

アマチュアスポーツ
以外の場合

午前

13,670円

午後

18,240円

1日

27,360円

附属施設使用料

本部室

午前

1,440円

午後

1,920円

1日

2,890円

記録放送室及び放送
機器

午前

710円

午後

950円

1日

1,440円

スコアボード

午前

710円

午後

950円

1日

1,440円

香川県営テニ
ス場

基本施設（テニスコート）使用料

生徒及び児童

1面午前

1,050円

1面午後

1,410円

1面1日

2,130円

一般

1面午前

1,540円

香川県営サッカー・ラグビー場		1 面午後	2,060円
		1 面 1 日	3,100円
	附属施設使用料		
	会議室	午前	1,440円
		午後	1,920円
		1 日	2,890円
	記録放送室及び放送機器	午前	710円
		午後	950円
		1 日	1,440円
	スコアボード	午前	710円
		午後	950円
		1 日	1,440円
	シャワー室 団体 温水使用 温水使用以外 個人		
		午前	2,100円
		午後	2,790円
		1 日	4,200円
		午前	1,440円
		午後	1,920円
		1 日	2,890円
		1 人 1 回	60円
		1 回	60円
	基本施設（グラウンド及び更衣室）使用料		
	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童		
		午前	2,340円

			午後	3,130円
		一般	1 日	4,700円
			午前	5,890円
			午後	7,870円
			1 日	11,810円
		入場料を徴収する 場合		
		生徒及び児童	1 日	入場料の最高額 の100倍に相当す る額
		一般	1 日	入場料の最高額 の150倍に相当す る額
		アマチュアスポーツ 以外の場合		
		入場料を徴収しな い場合	午前	11,810円
			午後	15,760円
			1 日	23,630円
		入場料を徴収する 場合	1 日	入場料の最高額 の300倍に相当す る額
		附属施設使用料		
		本部室及び審判員控 室	午前	1,440円
			午後	1,920円
			1 日	2,890円
		記録放送室及び放送 機器	午前	710円
			午後	950円
			1 日	1,440円

		スコアボード	午前	710円	
			午後	950円	
			1 日	1,440円	
		会議室	午前	1,440円	
			午後	1,920円	
			1 日	2,890円	
		シャワー室			
			温水使用	午前	2,100円
			午後	2,790円	
			1 日	4,200円	
			温水使用以外	午前	1,440円
			午後	1,920円	
		1 日	2,890円		
		香川県営第2	基本施設(グラウンド)使用料		
		サッカー・ラグビー場	アマチュアスポーツの場合		
			生徒及び児童	午前	1,870円
				午後	2,490円
				1 日	3,750円
			一般	午前	4,680円
				午後	6,250円
				1 日	9,390円
			アマチュアスポーツ以外の場合	午前	9,390円
				午後	12,520円
				1 日	18,790円
		附属施設使用料			
		スコアボード	午前	710円	
			午後	950円	
1 日	1,440円				

香川県営相撲
場

基本施設（本土俵及び練習土俵）使用料

本土俵及び練習土俵
を使用する場合

生徒及び児童

午前

680円

午後

910円

1 日

1,370円

一般

午前

1,710円

午後

2,280円

1 日

3,440円

練習土俵のみを使用
する場合

専用使用の場合

生徒及び児童

午前

340円

午後

450円

1 日

680円

一般

午前

850円

午後

1,130円

1 日

1,710円

専用使用でない場
合

生徒及び児童

1 人 1 回

70円

1 人 1 月間

420円

1 人 3 月間

1,050円

一般

1 人 1 回

90円

1 人 1 月間

540円

1 人 3 月間

1,350円

附属施設使用料

シャワー室

		専用使用の場合		
		温水使用	午前	2,100円
			午後	2,790円
			1 日	4,200円
		温水使用以外	午前	1,440円
			午後	1,920円
			1 日	2,890円
		専用使用でない場合	1 人 1 回	60円
		午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に規則で定める。		
香川県 立丸亀 競技場	運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）使用料		
		専用使用の場合		
		アマチュアスポーツの場合		
		入場料を徴収しない場合		
		学校、競技協会、教育委員会 その他教育関係団体（以下「学校等」という。）	午前（午前 9 時から午後 1 時までをいう。以下同じ。）	11,510円
			午後	11,510円
			1 日	17,270円
		学校等以外の	午前	30,640円

もの		午後	30,640円
		1日	46,090円
	入場料を徴収する場合		
	学校等	1日	入場料の最高額の100倍に相当する額
	学校等以外のもの	1日	入場料の最高額の150倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収しない場合	午前	46,090円
		午後	46,090円
		1日	69,130円
	入場料を徴収する場合	1日	入場料の最高額の300倍に相当する額
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1人1回	160円
	一般	1人1回	340円
附属施設使用料			
第1トレーニングルーム			
専用使用の場合	午前	5,750円	
	午後	5,750円	
	1日	8,630円	
専用使用でない場			

	合		
	生徒	1 人 1 回	160円
	一般	1 人 1 回	340円
	第2トレーニングルーム		
	専用使用の場合	午前	1,830円
		午後	1,830円
		1 日	2,870円
	専用使用でない場合		
	生徒	1 人 1 回	160円
	一般	1 人 1 回	340円
	記録放送室及び放送機器	午前	1,830円
		午後	1,830円
		1 日	2,870円
	大型映像装置		
	アマチュアスポーツの場合	午前	21,780円
		午後	21,780円
		1 日	33,270円
	アマチュアスポーツ以外の場合	午前	65,340円
		午後	65,340円
		1 日	99,820円
	会議室	午前	1,830円
		午後	1,830円
		1 日	2,870円
	特別会議室	午前	3,790円
		午後	3,790円
		1 日	5,750円
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツ		

補助競技場	ツの場合		
	8 分の 1 点灯	1 時間	6, 100円
	5 分の 1 点灯	1 時間	10, 920円
	3 分の 1 点灯	1 時間	15, 810円
	2 分の 1 点灯	1 時間	47, 550円
	3 分の 2 点灯	1 時間	66, 270円
	全点灯	1 時間	71, 480円
	アマチュアスポー	1 時間	214, 460円
	ツ以外の場合		
	専用使用の場合		
	アマチュアスポー		
	ツの場合		
	学校等	午前	2, 980円
		午後	2, 980円
		1 日	4, 590円
	学校等以外のも	午前	6, 100円
	の	午後	6, 100円
		1 日	9, 200円
	アマチュアスポー	午前	12, 210円
	ツ以外の場合	午後	12, 210円
		1 日	18, 420円
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1 人 1 回	60円
	一般	1 人 1 回	110円
	午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに香		

		川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に規則で定める。			
瀬戸大 橋記念 公園	野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）使用料			
		専用使用の場合	午前	18,650円	
			午後	18,650円	
			1 日	28,790円	
		附属施設使用料			
		第 1 控室、第 2 控室又は会議室	午前	1,260円	
	午後		1,260円		
	1 日		1,940円		
	運動施設 球技場	基本施設使用料			
		第 1 グラウンド、第 2 グラウンド又は第 4 グラウンドを使用する 場合 アマチュアスポーツの 場合 学校等 学校等以外のも の アマチュアスポーツ以外 の場合			
			学校等	午前	1,830円
				午後	1,830円
				1 日	2,750円
			学校等以外のもの	午前	4,590円
午後				4,590円	
1 日				6,900円	
アマチュアスポーツ以外の場合	午前		9,200円		
	午後		9,200円		
	1 日		13,810円		
第 3 グラウンドを使					

			用する場合					
			アマチュアスポーツの場合					
			学校等	午前	1,080円			
				午後	1,080円			
				1日	1,650円			
			学校等以外のもの	午前	2,750円			
				午後	2,750円			
				1日	4,130円			
			アマチュアスポーツ以外の場合	午前	5,520円			
				午後	5,520円			
				1日	8,280円			
			全てのグラウンドを同時にアマチュアスポーツ以外の目的で使用し、かつ、入場料を徴収する場合	1日	入場料の最高額の300倍に相当する額			
			附属施設使用料					
			ターゲット・バードゴルフ場	会議室	午前	680円		
					午後	680円		
					1日	1,130円		
				第1更衣室	1日	3,440円		
				第2更衣室	1日	2,060円		
		専用使用の場合						
		学校等		午前	8,280円			
				午後	8,280円			
				1日	12,430円			
		学校等以外のもの		午前	20,730円			

				午後	20,730円
				1 日	31,100円
		専用使用でない場合			
		生徒及び児童		1 人午前	220円
				1 人午後	220円
				1 人 1 日	340円
		一般		1 人午前	560円
				1 人午後	560円
				1 人 1 日	850円
		午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料は、別に規則で定める。			
さぬき 空港公 園	運動施設	グラススキー	生徒及び児童	2 時間	510円
		場	一般	2 時間	1,040円
			グラススキー用器具	1 式 2 時間	510円
	遊戯施設	そりゲレンデ	そり	1 台 1 時間	310円

別表第 3（第14条の 4 関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種 類及び名称	単位		金額
運動施設	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
番の州球場	アマチュアスポーツの場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	620円
	一般	1 時間当たり	1,610円
	アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合	1 時間当たり	5,390円
	その他の場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	1,390円

	一般	1 時間当たり	5,630円
	附属施設		
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツの場合		
	3 分の 1 点灯	1 時間当たり	4,070円
	3 分の 2 点灯	1 時間当たり	8,150円
	全点灯	1 時間当たり	12,230円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間当たり	55,700円
	合		

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種 類及び名称	単位		金額
運動施設			
香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	1,300円
	一般	1 時間当たり	3,270円
	入場料を徴収する場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	入場料の最高額の30 倍に相当する額
	一般	1 時間当たり	入場料の最高額の45 倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	6,550円
	入場料を徴収する場合	1 時間当たり	入場料の最高額の90 倍に相当する額
	附属施設		

		本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1 時間当たり	1,060円
		記録放送室及び放送機器	1 時間当たり	530円
		スコアボード	1 時間当たり	1,140円
		会議室	1 時間当たり	530円
		シャワー室		
		温水使用	1 時間当たり	800円
		温水使用以外	1 時間当たり	530円
		夜間照明施設		
		アマチュアスポーツの場合		
		4 分の 1 点灯	1 時間当たり	10,370円
		2 分の 1 点灯	1 時間当たり	19,450円
		全点灯	1 時間当たり	37,670円
		アマチュアスポーツ以外の場 合	1 時間当たり	171,510円
	香川県営第 2 野 球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
		アマチュアスポーツの場合		
		生徒及び児童	1 時間当たり	1,020円
		一般	1 時間当たり	2,600円
		アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間当たり	5,210円
		附属施設		
		本部室	1 時間当たり	530円
		記録放送室及び放送機器	1 時間当たり	270円
		スコアボード	1 時間当たり	270円
	香川県営テニス 場	基本施設（テニスコート）		
		生徒及び児童	1 面 1 時間当たり	390円
		一般	1 面 1 時間当たり	570円
		附属施設		

香川県営サッカー・ラグビー場	会議室	1 時間当たり	530円
	記録放送室及び放送機器	1 時間当たり	270円
	スコアボード	1 時間当たり	270円
	シャワー室		
	団体		
	温水使用	1 時間当たり	800円
	温水使用以外	1 時間当たり	530円
	個人	1 人につき 1 回	60円
	コインロッカー	1 回	60円
	基本施設（グラウンド及び更衣室）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	890円
	一般	1 時間当たり	2,240円
	入場料を徴収する場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	入場料の最高額の30 倍に相当する額
	一般	1 時間当たり	入場料の最高額の45 倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	4,510円
	入場料を徴収する場合	1 時間当たり	入場料の最高額の90 倍に相当する額
	附属施設		
	本部室及び審判員控室	1 時間当たり	530円
	記録放送室及び放送機器	1 時間当たり	270円
	スコアボード	1 時間当たり	270円
	会議室	1 時間当たり	530円
	シャワー室		

香川県営第2サッカー・ラグビー場	温水使用	1 時間当たり	800円
	温水使用以外	1 時間当たり	530円
	基本施設(グラウンド)		
	アマチュアスポーツの場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	700円
	一般	1 時間当たり	1,780円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間当たり	3,570円
	附属施設		
	スコアボード	1 時間当たり	270円
	基本施設（本土俵及び練習土俵）		
香川県営相撲場	本土俵及び練習土俵を利用する場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	250円
	一般	1 時間当たり	640円
	練習土俵のみを利用する場合		
	専用使用の場合		
	生徒及び児童	1 時間当たり	120円
	一般	1 時間当たり	310円
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1 人につき 1 回	70円
	一般	1 人につき 1 回	90円
	附属施設		
	シャワー室		
	専用使用の場合		
	温水使用	1 時間当たり	800円
	温水使用以外	1 時間当たり	530円
	専用使用でない場合	1 人につき 1 回	60円
附属設備又は器具を利用する場合の額は、別に規則で定める。			

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種 類及び名称	単位		金額
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）		
	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	学校等	1 時間当たり	3,440円
	学校等以外のもの	1 時間当たり	9,200円
	入場料を徴収する場合		
	学校等	1 時間当たり	入場料の最高額の30 倍に相当する額
	学校等以外のもの	1 時間当たり	入場料の最高額の45 倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	13,810円
	入場料を徴収する場合	1 時間当たり	入場料の最高額の90 倍に相当する額
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1 人につき 1 回	160円
	一般	1 人につき 1 回	340円
	附属施設		
	第1トレーニングルーム		
	専用使用の場合	1 時間当たり	1,710円
	専用使用でない場合		
	生徒	1 人につき 1 回	160円
	一般	1 人につき 1 回	340円
	第2トレーニングルーム		
	専用使用の場合	1 時間当たり	560円

補助競技場	専用使用でない場合		
	生徒	1 人につき 1 回	160円
	一般	1 人につき 1 回	340円
	記録放送室及び放送機器	1 時間当たり	560円
	大型映像装置		
	アマチュアスポーツの場合	1 時間当たり	6,650円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間当たり	19,960円
	会議室	1 時間当たり	560円
	特別会議室	1 時間当たり	1,130円
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツの場合		
	8 分の 1 点灯	1 時間当たり	6,100円
	5 分の 1 点灯	1 時間当たり	10,920円
	3 分の 1 点灯	1 時間当たり	15,810円
	2 分の 1 点灯	1 時間当たり	47,550円
	3 分の 2 点灯	1 時間当たり	66,270円
	全点灯	1 時間当たり	71,480円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間当たり	214,460円
	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツの場合		
	学校等	1 時間当たり	910円
	学校等以外のもの	1 時間当たり	1,830円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1 時間当たり	3,680円
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1 人につき 1 回	60円
	一般	1 人につき 1 回	110円

競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合及び附属設備又は器具を利用する場合の額は、別に規則で定める。

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種 類及び名称	単位		金額	
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）		5,750円	
	専用使用の場合	1 時間当たり		
	附属施設			
	第 1 控室、第 2 控室又は会議室	1 時間当たり	380円	
運動施設 球技場	基本施設		入場料の最高額の300 倍に相当する額	
	第 1 グラウンド、第 2 グラウンド 又は第 4 グラウンド アマチュアスポーツの場合 学校等 学校等以外のもの アマチュアスポーツ以外の場 合	1 時間当たり		530円
				1,370円
				2,750円
	第 3 グラウンド アマチュアスポーツの場合 学校等 学校等以外のもの アマチュアスポーツ以外の場 合	1 時間当たり		330円
				820円
				1,650円
	全てのグラウンドを同時にアマ チュアスポーツ以外の目的で使 用し、かつ、入場料を徴収する場 合	1 日につき		
	附属施設			
	会議室	1 時間当たり		220円

ターゲット・バー ドゴルフ場	第1更衣室	1時間当たり	680円
	第2更衣室	1時間当たり	400円
	専用使用の場合		
	学校等	1時間当たり	2,480円
	学校等以外のもの	1時間当たり	6,210円
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1人につき1時間 当たり	70円
	一般	1人につき1時間 当たり	160円

5 さぬき空港公園

有料公園施設の種 類及び名称	単位		金額
運動施設			
グラススキー場	生徒及び児童	1時間当たり	260円
	一般	1時間当たり	520円
	グラススキー用器具	1式につき1時間 当たり	260円
遊戯施設			
そりゲレンデ	そり	1台につき1時間 当たり	310円